

# 狭あい道路拡幅整備協議のご案内

目黒区ウェブサイトから申請用紙のダウンロードができます

- 【対象】① 建築基準法第42条第2項道路に接する場合  
 ② 狭あい道路に接する隅切り用地(東京都建築安全条例第2条による隅切り)がある場合

【申請者】 建築に伴う拡幅整備の場合、申請者は**建築主**となります。  
 建築を伴わない拡幅整備の場合、申請者は建物又は土地所有者等の関係権利者となります。  
 ※売買等により申請者と代理人が同時に変更となる場合は、原則、協議取下げ後に再協議となります。

- 【協議内容】① 後退用地の区域はどこか  
 ② 公道の場合、道路に編入(所有権移転等)をするか  
 ③ 後退用地部分の整備を誰が行うか

※ 後退線のみを知りたい、有効宅地面積を出したい、土地を分割したい等の場合は、  
 調査係(Tel.03-5722-9638)にて「**建築基準法道路 事前相談**」をしてください。

【提出時期】 建築確認申請の概ね**1ヶ月前まで**に提出してください。

【提出書類】 ①協議書 ②委任状 ③案内図 ④配置図 ※座標求積表付き・図面サイズA3  
 ⑤公図写し ⑥現況写真(正本のみ) ⑦**自主整備計画書** ※自主整備のみ

【提出部数】 建築確認申請ごとに**1件 3部の提出** ※うち副本2部は正本のコピー。

## 【整備種別と要件】

整備種別の選択にあたっては、申請者(建築主等)の意思を十分に確認し決定してください

| 道の区分              | 公道(特別区道・区有通路・その他の区管理道路)<br>※「その他の区管理道路」の無償使用承諾は受けられません |              |                                    | 私道                   |                       |
|-------------------|--|--------------|------------------------------------|----------------------|-----------------------|
|                   | 要件   | 寄付           | 無償使用承諾                             | 自主整備                 | 整備委託                  |
| 所有権               | 区に移転<br>(分筆が必要)  | 移転しない        | 移転しない<br>(私道は、区へ寄付や買取等はできません)      |                      |                       |
| 公道編入              | 公道に編入する  |              | 公道編入しない                            |                      |                       |
| 維持管理              | 区  |              | 建築主・土地所有者等                         |                      |                       |
| 公道の境界             | 境界確定済 または<br>道路区域境界同意済                                 |              | 条件なし                               |                      |                       |
| 後退用地に接する<br>民地の境界 | 確定済  | 条件なし         | 条件なし                               | 確定済                  | 条件なし                  |
| 最小の後退幅            | 条件なし   | 条件なし         | 条件なし                               | 10cmを超える             | 条件なし                  |
| 拡幅工事              | 区整備<br>*4*5  | 申請者が<br>自主整備 | 申請者が<br>自主整備                       | 区整備<br>*1 *2 *3 *4*5 | 申請者が<br>自主整備          |
| L形側溝等の<br>移設・設置   | する   | しない          | しない                                | する                   | 自由                    |
| 一般的な<br>舗装方法      | アスファルト舗装<br>および縁石設置                                    |              | L形側溝等の背面を<br>アスファルトまたは<br>コンクリート舗装 | アスファルト<br>舗装         | アスファルトまたは<br>コンクリート舗装 |

- \*1 都建築安全条例の隅切りも区で整備します。
- \*2 既存の道路が未舗装(土や砂利敷き等)の場合は、自主整備となります。
- \*3 後退用地が接する土地所有者から整備工事の承諾が得られない場合は、自主整備となります。
- \*4 大企業や開発行為、大規模建築物等の場合は、区整備の対象外となり自費で整備していただきます。  
公道編入(寄付・無償使用)の場合、L形側溝の移設・設置をお願いします。
- \*5 区整備は後退用地の一部だけを依頼することはできません。ただし、道の区分に応じて区整備と自主整備を併用できる場合があります。

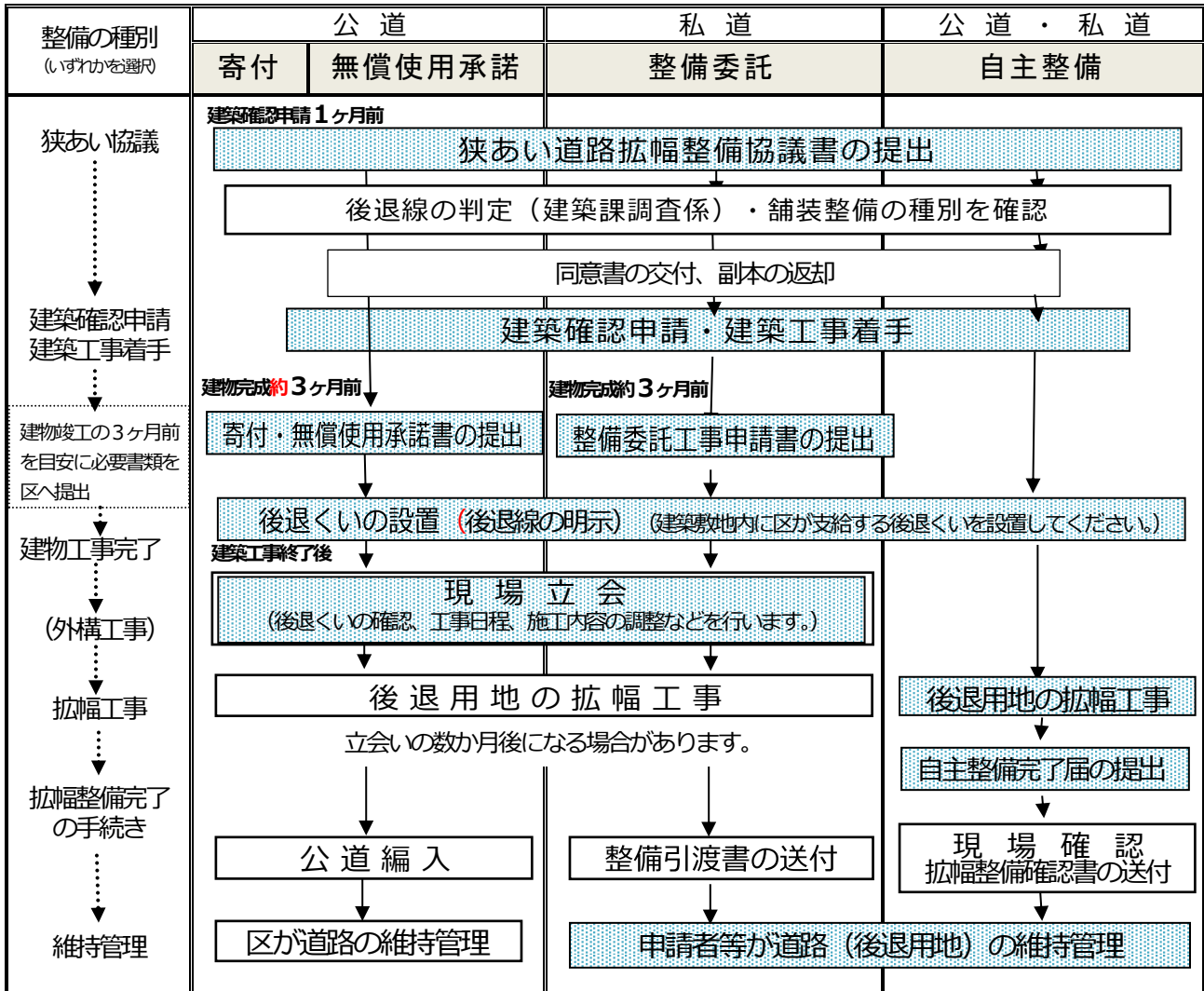
## 【狭あい道路拡幅整備の手順】

建築に伴う拡幅整備の場合

凡例

申請者等が行うこと

区が行うこと



### ※ 区による拡幅工事の注意点

- ① 予算の範囲内において拡幅工事を行うことから、施工が翌年度になることがあります。
- ② 現場状況等により、区の拡幅工事を行うことができない場合は、自主整備に変更していただくことがあります。
- ③ 区整備の適用除外 (条例第19条) の場合は、全て自費整備となります。  
(公道編入 (寄付・無償使用承諾) をすることもできます。)

## 【狭あい道路拡幅整備 協議後の手続き】

### 寄付・無償使用承諾 (公道) の場合

建物完成約3ヶ月前に「道路敷寄付申出書」または「土地無償使用承諾書」、登記関係書類等を提出してください。

### 整備委託 (私道) の場合

建物完成約3ヶ月前に、「整備委託工事申請書」、「誓約書」を提出してください。

※ 「整備委託工事申請書」には後退用地の接する土地の所有者等の承諾が必要 (承諾範囲は区職員に確認)

### 自主整備の場合

- ・ 舗装整備が終了した段階で、「後退くい設置後の現場写真 (全景写真及び後退くいと後退寸法が確認できる近景写真)」を添付して「自主整備完了届」を提出してください。
- ・ 自主整備完了届を受領後に区職員が現場を確認し、「拡幅整備確認書」を送付します。

## 【区に拡幅工事を依頼する場合の準備事項（現場立会等）】

※区の工事は、建築工事（外構工事）後になります。

- (1) 代理人と区で「現場立会」を実施し、実際の整備工事の施工範囲や整備内容・日程を決定します。  
工事日程・舗装方法・L形側溝等の施工内容については（整備工事を行う）区の判断となります。
- (2) 「現場立会日」の設定について  
代理人は、現場の外構業者、設備業者に次の事項を必ず伝え、実施の確認をしたうえで、区へ連絡してください。区では現地を確認後、立会日を設定します。（1か月程度かかる場合もあります）
  - ①後退用地は、前面道路と同じ高さにすること。
  - ②後退用地内の構造物、樹木、埋設物等（既存の塀、隣地境にある塀、門扉、コンクリート等の塊、擁壁、水道メーター、ガス管等の埋設管、止水栓、宅内柵）の移設・撤去
  - ③規定深度より浅い水道管等の是正（道路から引き込む供給管は計画L形側溝天端高さより、土被りを最低50cm以上を確保してください。）なお、後退用地内での横引きは行わないでください。
  - ④足場や後退用地内の仮囲い、仮設トイレ、養生板、覆工板、仮設引込柱、仮設物等の撤去
  - ⑤区が支給した後退くいの設置（建築敷地内に設置して後退線を明示）
- (3) 拡幅整備工事の施工範囲内にある民家の測量・境界鉄及び杭は、拡幅整備時に撤去となります。区で復元はできませんので、代理人等で事前に確認し、必要があれば宅地内に移設するか施工後の復元をお願いします。
- (4) 外構工事等を行う場合には、塀、塀の基礎、ブロック、フェンス、擁壁、土間コンクリート等は、L形側溝の移設に支障が出ないように、道路後退線から敷地側に余裕幅（2cm程度）を残して施工するようお願いします。  
また土間コンクリート等の打設高は、拡幅整備工事後の道路高さを考慮した上施工してください。
- (5) 前面道路が公道の場合は、東京都下水道局による公設汚水柵の移設後に区の工事を行います。

## 【後退くいの設置と管理】

区から支給する後退くいを設置し、後退用地と隅切り用地の区域を明示してください。

設置の時期は、区が拡幅工事を行う場合は工事立会い依頼前に、自主整備の場合は外構工事前に設置してください。

後退くいは「後退くいのうち方」を参考に設置し、拡幅工事完了後も適正に管理してください。

## 【後退用地・隅切り用地の維持管理】

後退用地及び隅切り用地は、生活道路・避難路として一般交通に支障の無いよう保全してください。  
植栽やプランター、バイクや自転車など通行に支障のあるものを置かないようお願いします。

## 【後退部分の固定資産税・都市計画税】

道路（セットバック部分等）として利用されている土地で、一定の要件を満たすものは、道路部分の固定資産税・都市計画税が非課税になります。

非課税の適用を受けるには、都税事務所へ申告を行う必要があります。

目黒都税事務所固定資産税課土地班 TEL03-5722-9096

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

目黒区 都市整備部 建築課 耐震化促進・狭あい道路整備係 TEL03-5722-9729（直通）  
〒153-8573 東京都目黒区上目黒2丁目19番15号 目黒区総合庁舎6F

R6.4更新